

門弟等は、先生にまわらせんと、心づくしの野菜を料理し、酒を暖めたりなどしてそれくまめくしく立はたらきぬ。

何れも寒さに堪へ難き程なれども、老體の先生が泰然として安居し、治國安民の道を説くより他、寒氣も、不自由も知らざるもの、如くなるを見ては、常に己れの不甲斐なきを感じて、苦痛と戰ふなりけり。

尊徳は湯より上りて、例の如く小澤に肩を打たせ、腰をもませ、一同を集めて今日ありし事を物語りぬ。

「無法な奴、人非人」と血氣の一人は齒を咬つて憤ほる。

「急くな。推讓の道を忘れたか、克己の力を失ふたか」と尊徳は叱り附けぬ。

「ハッ」と門生一同は一樣に首を垂れて、聖賢にも勝れたまへる先生の、何とてかく不遇なる。縣令の罪を身に引受けて、人の快を除かんとし給ふ先生の尊き御心、蒼海の度量、仰ぐべきかなと、門弟のおもひは一樣に之なりき。

かゝりし時、嘗て尊徳の思を蒙りし下館藩の衣笠某訪れ來りて、住居の景状を見てあまりのこと、打腹立ち、代官を訪ねて「賢者を遇するの道、此くの如くして可なるものか」と散々にいひければ、代

官腹中に怒ると雖も、理の當然なれば憤怒を忍び、曖昧なる答をなしかき、衣笠歸るとひとしく尊徳を呼び出して「某が處置は某思ふ處あつてぢや。貴公を廢寺に住はせおかうと、何う爲うと何の局外より限々せらるゝ理はない。衣笠なる者、陪臣の分として、無禮の言を發し、某が處置を誤れり」と申した。以後斯様な失言を申立つるなど、貴公より諷しめ置くがよいぞ」

「某空寺に居る位の事で決して艱難とは存せぬ。世の貧民等には、住居は雨露さへも障る能はず米麥はおろか、糟粕さへも十分に食へず、飢寒に苦しむ者が許多あります。この愍然なる者を救はんため某は日頃心して、思ふままに救助の道を盡すこと能はぬを、常に憂ひと致してござる。某は御扶持を頼いて何不自由なく、住居は破寺とはいへ、また雨露を凌ぐに事缺きませぬ。またよし、雨風を障ること能はずば、これを修理するに何の手間も要りませぬ。衣笠には、確と申聞かせます」

縣令も何處までも、清く高く、深き慈悲の尊徳が人物に動かされ、氣の毒と思ふに至れり。

「某上下のために、貴公の方法を此の國に敷かうとは、年來の志望なれど、何分私領と異うて、公料の制度、法則、微細に備つてある。貴公の仕法は新法なれば。その法則に叶はぬ。強ひて行はんとすれば、屬吏共皆不服を唱ふる。江都に伺うても、何等の沙汰がない。何うちや貴公此の間に立つて手を空しうして日を送るより、寧ろ退いて以前の如く私領の民に仕法施しては。喃、すれば、私領は

貴公を得て幸ひとなり、幕府は無用の人に扶持し給ふことなく、兩全ではござらぬか」
尊徳は從容として、

「一身の進退、某に於ては何の意とするところござりませぬ、御指揮のまゝでござる」といひて退き、

詳かに衣笠に告げれば、衣笠は怒つて、われ再び彼どとき小人を見じとて直に下館に歸りぬ。悠然として少しも恨み怒れる色なき尊徳は、この時既に天理人道の眞の堂に達し、大なる天地と合體して、妖邪も破るあたはざる怡樂を持せるなりき。

されど師をおもふことの深き門生等は、尊徳の如く泰然たること能はざりき。殊に血氣の一生は切齒して縣令に見え、一、尊徳を當縣令屬としたる幕府の眞意は、尊徳の仕法を公料に行はしめて、其の結果を試めすこと。一、私領に行ひて好成绩ある仕法ならば、公料に行ひて悪しき理あらざる事。など道理を盡して責め糺し、代官の詰究するまでに責め詰りしが、尊徳この事を聞きて、

「道の興廢は僅か一縣令にあるものならねば己むを得ず氣を下して其の時を待つ、無益の言論をなすは、道を開かんとして却て道を塞ぐ者ぞ」と誡めぬ。

その後縣令も省る所ありてか、尊徳が一身のことなどは何ともいはで過ぎぬ。其の後間もなく、眞岡の支配所、常州眞壁郡棹が島外五邑に仕法を施すべしとの命官府より下りしかば、尊徳親しく其の

地に臨み、二村に再興永安の道を諭し、家なきものに新家を興へ、米穀を興へて饑渴を救ひ、農具を興へて耕作を助け、荒地を開き、道を作り橋を掛け、善を賞し、不能を教へしかば、百姓蘇生の思をなし、汚俗一洗して淳厚勤農に歸せり。之を見聞したる縣令も、民家の整齊、開田の方正、道路溝渠の美に驚き、遠近の人に良法の徳をたゝふるに至りぬ。

ついで同郡花田村を興復する等、良法の良法たる所以明かとなりたれば、縣令この事を江都官府に言上しぬ。官にても評議の結果、尊徳の丹誠を賞し、用度金四百兩を下し賜はり、且十箇年の間其の邑の貢税十分の二を減じ、此二分を以て再復の用度に充つべきの命あり。尊徳この四百兩を以て、野州山本村、大路村、山口村、徳次郎村を歎願によりて順々に仕法を下し、徳風、遠近に轟きしが、幕府にては、尊徳に一大事業を託せんとて、嘉永二年二月、尊徳を江戸に召して命を下されぬ。

日光御神領村荒地起し起し難村舊復の仕法取扱被仰付一間見込通御料私領手廣に取行可申候尊徳が日光御神領仕法を拜命して、凡そ四五箇月後夏の日盛りの事なりき。日光の山奥某村の名主の家に、村の老若多く集まりて喧騒を極めてありき。

「ぢやあ愈々今日、役人衆は此村に入り込まつしやるだね」と、毛鷲の六尺ばかりの大男入口に腰か

「今日も今日ぢや、追附見えるであらう」と玄關に端然と座を占めたる名主は、「夫で一同御無禮な事のないやうに謹んでござれ」

「そりや何うなることか、一體二宮とかいふ方は何んな人でござるか」

「一口に言へば、左様さ喃、まあ偉い和尚様のやうな方ぢや、他村の人達のいふことぢやで、當には致されぬが、村に到着されてから、第一に、難有い説教をなされ、第二に、村の有様、貧乏人は幾人その貧乏人は何うして生計を立て、居るか、獨身の便りのないものが幾人居るか、先づ名主の知つて居ること、まだ知らぬことまで、一から十まで調べて、それから、困る者にはそれぐ一兩とか二兩とか、多いところは五兩まで恵んで下さるといふことぢや。それから、村にもよるが、十五兩づゝも下されて、先づ大體の事を調べ、困る者を助けてから、次の村に移らるゝといふ順序で、此次は、荒地を開いたり、堤を作つたりなさるゝ計畫ぢや相な」

「では心配なことはござらぬぢや喃」

「それ處か難有いことぢや。それに二宮様は六十七八の御老人といふことで、この四月頃は大病で、危いところであつた相な、これも噂ぢやで、本當のことは解らぬが、丁度私等寄合つて、今度役人が來たなら、村々何うなるか知れぬといふので、打殺してしまふ筈であつた、あの頃ぢや。其の頃御病

氣で、醫者も山登りは止めなされと、強つて留むるのも聞かず、本復せぬ内に、熱い盛りの上られたのぢやさうな。年は六十七で、まだ病後のお身體ぢや。それに、駕籠をすゝめても駕籠にも乗らず、山を越えたり、谷を渡つたり、山奥の粟山郷の十箇村も斯様な鹽梅で調べられたさうな。六十七で病後の身で、夏の日盛りに山越えをなさる。私等でもへ腰の處を、押して歩いて、疲れて倒るゝやうになれば、路傍に休んで、力がつけばまたすゝく歩かるゝ、粟山郷の人の話に、御病氣が起りはせぬかと、從て居る人達の心配は尤いものであつたさうな。無理をなさるなと止めても、なめに、この位の事、早く百姓を慰めねばならぬと申さるゝさうな」

「それは偉い方ぢや。それなら心配するには及ばぬ。全然神様のやうな方ぢや」

「何しろ御神領八十九箇村を、この夏中に廻つて、調が終つた上で、大仕掛けの仕法を始むるといふ定めぢやさうな」

此の時三三人の若者駆け來りて、

「役人が來る。名主様、あんたん宅に入らッしやるぢやよ」

「左様」と俄に名主は騒ぎ立つ。表に立ちたる人々は、迎へにとて行くもあり、道の兩側に立ちて、見えもせぬ一行を今か今かと待つもあり、名主の僕は、急ぎ切りて表を掃除す。

かゝる處に一行は來りぬ。腰少しくかゞみ、鼻高く、眼するどく、顔色黒く焼けたる老人、これ村民等が、神かと疑ひし尊徳なりけり。

第二十三

尊徳が當神領仕法取調べの當初は、村民等が噂したりし如く、替つて上下の大幸を開き、萬代不朽の規則を立て、大に富國安民の大道を行ひ、上國恩を報じ、下萬民を安んせんと、數日沈黙して、深く將來を洞察し、成業疑ひなき確信を得、靜かに時を待つて、時來れりと信するや、病苦を打忘れて着手せしなり、尊徳が一事一業を始めんとするや、常に必ず天地萬物の正しき秩序、自然の時に従ふなりき。時を得ずんば一事をも爲すべからずと確信せるなり。

日光神領の荒蕪地段別千有餘町歩なりと稱すれども、實はこの數以上あり。土地瘦せれば、従つて租税も甚だ薄し。されば荒田多けれども、それより以上に租税を減ずることはなさず、民もまた、自ら荒したることなれば強ひて減租を請ふべくもあらず、永らく荒るゝに任せてありしかば、郡村の衰弊極まり、僅に種々の内職して活計を補ふといへども、常に衣食に不足し、民心浮にて、些少の得失損失を争ひ、訴訟を常とするが故に、其の費用のために、自他共に窮し、家財田圃を失ひ、或は賭

博のために田圃を失ふもの數を知らず、日に月に衰資に陥れども、無智にして衰資の源を知らぬ有様なりき。

尊徳は許多の村を廻りくつて、今日此の村に來りそれより、日夜、村の既往を考へ、將來を察し、村の大小悉く明かになりしより、ある夜村民を集めて、左の意味の教訓をなせり。

夫れ富貴貧賤安危存亡、共に他より來るにあらず、みな自ら招き、自ら求むるなり。何を行つて富裕を得、何を爲して貧困に至るを知らず、日々富裕の道を抛ちて、衰資亡滅の域に至る。當神領の如きは、土地瘦せたりと雖も、租税の輕きこと他に其類を見ず。これ他なし、神領の民なるが故に、租税を輕くして、永く百姓を安堵せしめ、瘦地の民をして沃えたる地の民に均しからしめんが爲ならずや其の思洪大なりと謂ふべし。而して村々、その高恩を忘れず。毎戸力を國に盡し、節儉を勵みて有餘を生じ、互に信義を以て相交り、聊か無頼の所行に涉らず、子孫の安榮をはからば、家足り人々裕なるに至らんこと疑ふべからず。然るに上の高恩を忘れて業を怠り良田を荒れたるままにして顧みず禁せられたる博奕をなし、些細のことを争ひて互に怨恨を抱き、先祖傳來の家産を失ふまでその非を知らず、官これを憂ひ玉ひ。予に命じて教へ導き、荒地を開き、許多の米穀を生じ。多年の衰廢を擧げ、再び榮ゆるの道を得せしめんとす。汝等今より舊惡を洗ひ、専ら勤儉以て

農事を勵まば、かくまで衰へし村といへども再興すること難からず。

凡そ人たるもの衣食住の三つあらざれば生命をつなぐこと能はず、而してこの三つの者の出る所は田圃なり、然るにかく大切なる田圃を荒し幾百年を経るとも一粒を生せず、かくして衣食の裕かならんと欲するは恰も泉の源を塞いで、水の多きを求むるが如し、惑へるの甚だしきに非ずや。今神領の荒蕪凡そ一千町、瘦地といへども、平均一段歩に四苞を産す。段四苞を生すれば千町に一年の産四萬苞、此の地の荒蕪將に七八十年に及ばんとす。今概して五十年と視るも、二百萬苞の穀物を失へり、村々の民これを、省みずして、他に衣食の道を求むるに汲々たりとも、何を以て窮せざるを得ん。故に速かに荒蕪を開き農民安息の源を開かざるべからず、若し汝輩この理を解し、直に開墾に従事せんとする者には賃金を與へん。力足らざるものには開いて與ふべし。開墾一年を遅滞せば、一年の産米を失ふ、勉めざるべけんやと。

豫定の如く事は運びて、其の夏中に神領八十九箇村を巡視し終りたる尊徳は、その冬、一先づ東郷に歸りて、神領復興策數十箇條を記して、日光奉行に呈しぬ。

ついで彼は年來開墾撫安の淨財數千兩を、光山官廳貸附所に託し、毎歳三の利子を以て仕法の資本となすことに定め、また、年來諸侯の領内復興の爲に貸附たる數千兩の内、此際返金ありたれば、悉く日光領撫育の費用に加へぬ、奥州中村侯は、尊徳の恩を思ふこと殊に深く、報恩のためとて、日光開墾撫育用度金として、千五百兩を年賦にて獻せられき。

翌、安政元年二月、幕府は、尊徳の長男彌太郎(尊行)を御普請役見習に召抱られ、父と共に日光仕法取扱を命じぬ。

此の頃尊徳の良法は益々天下に擴がり、徳化の及ぶところ、伊豆、駿河、相模、甲斐、遠江、武藏、下總、上野、下野、常陸、陸奥、總じて十一箇國に及べり、尤も國々によつて、仕法の大小は異なり、或は一國中に數郡數村の仕法あり、一家の仕法ありて、手を下すところ限りあれど、人民の尊徳の高徳を慕ひ、其の道を行ふものは殆ど數ふべからず。

彼が若年の時に、一家を廢し、萬家を安んせんと心を定めたりし誠心空しからず、仕法の徳によつて艱苦を免れ、永安の道を得たるもの、幾萬家なるを知らず。關八州寒村僻地に至るまで尊徳が名を稱へざるなく、尊徳が経歴を尋ねざるなく、尊徳が人物を語らざるなきに至りぬ。

尊徳は、彌太郎と共に晃山に登りて、實地仕法に着手しぬ、晃山の地、水利の便あしきがため、古より水田を開かず、ひとり圃を耕して僅に活計を立てき。こゝ三十年以來、始めて村々に些少の水田を

耕すものあるやうになりしもそはたゞ一部のみ、民は米を食ふを得ず、米はたゞ病人の薬とおもへる位なり、尊徳はこれを愍み、地の理を察して、野口村より平ヶ崎、千本木村に至るまで、長さ二里餘の水路を穿ちて大谷川の水を引き、これを數村に注ぎて數町歩の荒地を開き、米を植ゑしめしかば、他村も競うて新用水を作らんことを請求せり、懇願の次第により、順々に數箇所水路を作り、或は三千間、或は二千間、よく地の理を測りて宜しきを得したために、一として成功せざるはなかりき。翌安政二年、尊徳は一家を擧げて、野州今市の官舎に移りぬ。此の時、尊徳は永年の過勞のために身體漸く衰へ、病起りて、到底山村を廻ること能はざるに至り、多くは今市の官舎にありて病を養ひ、彌太郎をして、専ら仕法に盡力せしめき。

年の五月、函館奉行堀織部正申立により蝦夷地實地檢分、開拓仕法申込むべき旨、御勘定所より達ありしも日光御神領創業中のこと、て手廻りかね、且は病の故を以て辭しぬ。

十一月仕法丹誠奇特に被思召、日光法親王殿下より羽二重二疋を賜はり、翌安政三年二月、御普請役に進められ、三十俵三人扶持を賜はりしが、この頃より、病益々重り、今市の官舎には、諸侯の使者報徳の道を信する諸國の人々の訪問繁くなれり。

尊徳の病は次第に重り行き、室内を出づることさへ叶ひ難くなりてよりも、常に日光神領興復の

こののみを愛ひて、身に病あるをも知らざるもの、如く、父をおもふの餘り、病床に侍らんと請ふ彌太郎を勵まして、只途御奉公を勤むべしといひやり、日光よりの報告を待ちて、委しく指揮すること怠らざりき。

師の病重しと聞くより、小田原よりは小澤取るものもとありあへず馳せ來り、相馬よりは富田久助を始め、侯の名代として一人の家老來りつき、その他櫻町、下館、鳥山、川副、細川よりもそれく人を立て、見舞はしたりき。

稲も色づきて、野の眺望、一入なりければ、尊徳は窓を開け放たしめ、野面に天つ日の輝くを見ては、天つ日の恵つみかく無盡藏獄でほり出せ鎌でかりとれ

と、誦し、稲の穂の垂れ下りたるを眺めては、
まく種のすぐにそのまゝ生立ちて花と見るまに實のる草々
桃櫻八重山吹に勝りけりたゞ樂もしき稻の花なみ
と歌ひ、

春植ゑて秋のみのりを願ふ身はいく世あるとも安ん樂ん
と樂みて、心も天地にかよひ、嘗て作りし道歌をおもひ出で、は、繰返し〜て、侍る人々に歌の心

を聞かするなりき。

十月のなかばの頃、病の癒え難きをおもひて、悲しむ人々を慰めて、

假の身をもとの主にかしわたし民やすかれと願ふこの身を

「この身は元より假の身なり、その假の身を元の此の身の主とまします、天つ御祖の神にかし渡し、おたゞび我が物とせず、わが物とおもはず、己が身のためをば少しもなさず、生涯一途に世のため、人のためのみを思ひ、國のため、天下のために、益あることのみをつとめ、一人たりとも、一家たりとも、一村たりとも困窮を免れ、安穩に渡世の出来るやうにと、そのみ日々の勤めとし、朝夕に願ひ祈りて願ひおれぞ」と説き聞かせぬ。

言語もまゝならず、身熱りて愈々頼み少くなりし時、自ら筆とりて文を認め、小田原なる第三郎左衛門に遣はし、その夜、門弟一同を集めて、

「日光の仕法も、漸く端緒を開いたばかりの今日、最早立ち難き身となり、御奉公の誠心をおもふやうに盡されぬが、恐縮に存する、ついでには、汝達一同、心を盡して彌太郎を助け、上の御恩の萬一を報い奉つて、予が年來の志を遂げよ」と諭し、ついで、報徳の道を人に傳へて、共に天地の深き恵に浴せしめよと告げ、

「葬るには萬事約しく、別に墓を立つるには及ばぬ、たゞ一本の松の木を墓標とすればよい」門人等は堅く御遺言を守りて、益々道を修め、世人にもこの大道を傳ふべき旨を誓ひぬ。

その後は左右の人を、退けて、只途静寂を味ひ十月二十日三郎左衛門の到着を期として、大海に夕日の沈むが如く死顔美しく逝かれぬ。

行年七十歳誠明院功譽報徳中正居士と諡して、今市町星顯山如來寺に葬りぬ。

この事を傳へ聞きたる諸侯、諸國の民、天を仰いで一代の聖人の死を慟哭しつ、富田、福住、岡田等、尊徳の高弟は各々國に歸りて堅く根ざされたる報徳教の宣傳に従ひぬ。

相州栢山の寒村に起りたる、かすかなる「報徳」の聲は漸く萬民の間に傳はらんとしぬ。

史實
二宮尊德終

明治四十二年四月三十日印刷
明治四十二年五月十日發行

三宮尊德與付
不許授
定價五拾元

著者 發行 右代表者 印刷者

蔭 瀧 老 株式會社 隆 文 館 草 村 松 雄 武 廣 和 雄

東京市京橋區
元發 隆文館
南一丁目
町目

←(東京國文社印刷行)→

陸文館新刊圖書目錄

陸文館新刊圖書目錄

著者	書名	定價
塚原千澁里女史畫	淀殿 (第一編)	郵定 稅價 金八拾五錢
塚原千澁里女史畫	淀殿 (第二編)	郵定 稅價 金八拾五錢
塚原千澁里女史畫	淀殿 (第三編)	郵定 稅價 金拾圓
塚原千澁里女史畫	大石良雄 (前編)	郵定 稅價 金八拾五錢
塚原千澁里女史畫	大石良雄 (後編)	郵定 稅價 金八拾五錢
塚原千澁里女史畫	大石良雄 (續編)	郵定 稅價 金八拾五錢
宮原澁柿園君著	石川五右衛門 (前編)	郵定 稅價 金八拾五錢

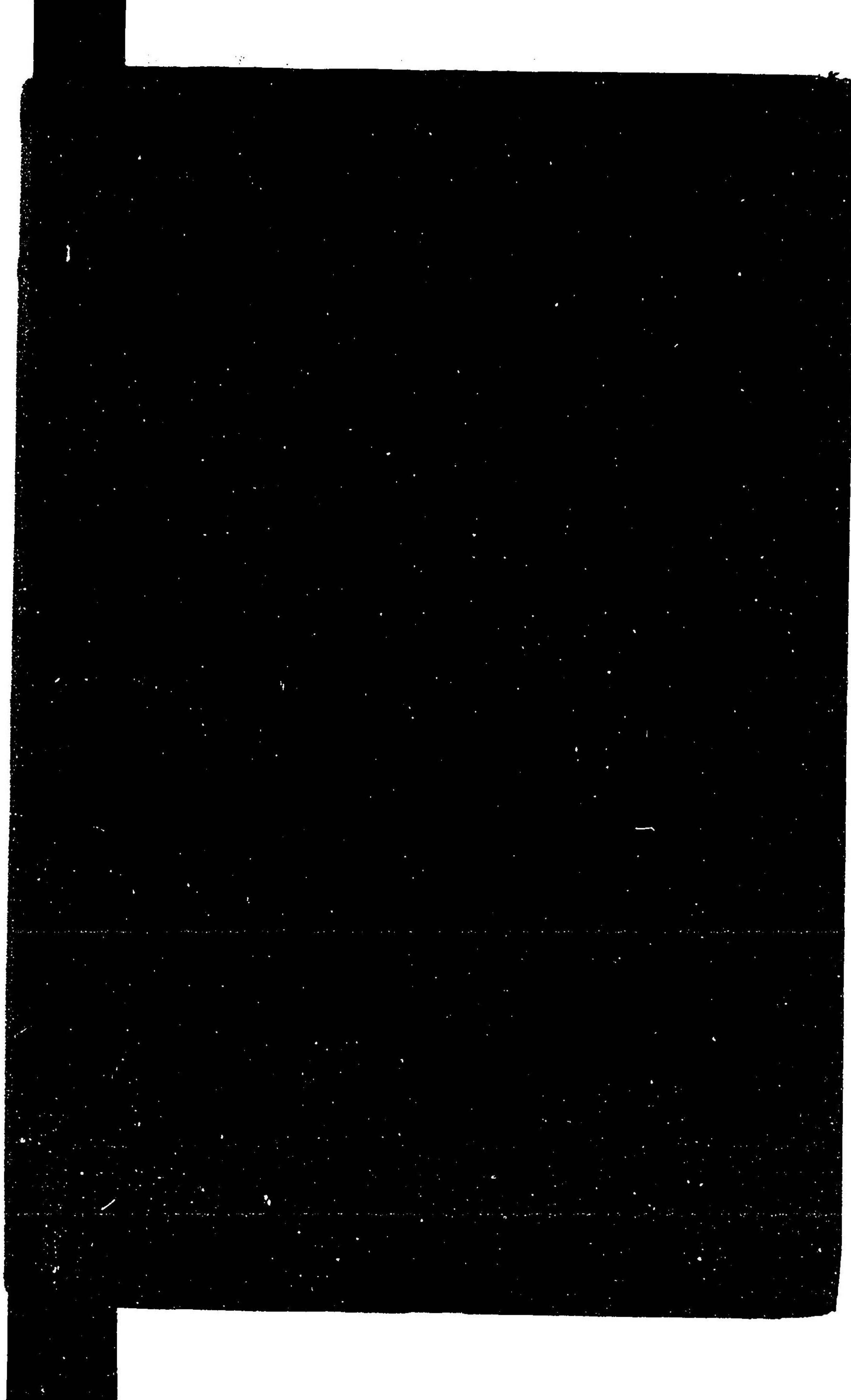
隆文館新刊圖書目錄

桑木巖 翼君著	時代と哲學	郵定	稅價	金壹拾	圓貳拾	錢錢
朝永三十郎君著	哲學と人生	郵定	稅價	金壹拾	圓	錢錢
加藤玄 智君著	宗教講話	郵定	稅價	金九	拾	錢錢
鈴木天 眼君著	神物人感應如是	郵定	稅價	金八	拾	錢錢
シヨペンハウエル著	戀愛と藝術と天才	郵定	稅價	金六	拾	錢錢
角田浩々君譯	現代文明批判	郵定	稅價	金六	拾五	錢錢
マクスノルダウ著	人道主義	郵定	稅價	金九	拾五	錢錢
桐生悠々君譯	予が信仰	郵定	稅價	金五	拾五	錢錢
トリス トイ著	最新思潮講話	郵定	稅價	金壹拾	圓	錢錢
小田頼造君譯						
釋雲照 律師著						
文藝協會編纂						

隆文館新刊圖書目錄

增田藤之助君譯	英和ネルソン傳抄	郵定	稅價	金六	拾	錢錢
對照						
增田藤之助君譯	英和豐太閤征韓史	郵定	稅價	金五	拾	錢錢
對照						
茅原華山君著	左右修竹	郵定	稅價	金五	拾	錢錢
塩見平之助君著	女性觀	郵定	稅價	金四	拾五	錢錢
クラン						
伊藤銀月君著	大日本民族史(卷壹)	郵定	稅價	金六	拾五	錢錢
伊藤銀月君著	大日本民族史(卷貳)	郵定	稅價	金六	拾五	錢錢
伊藤銀月君著	大日本民族史(卷參)	近刊				
米田勝藏君著	處世眞訓	郵定	稅價	金四	拾	錢錢
矢野滄浪君著	現代新發展策	郵定	稅價	金三	拾五	錢錢

97
322



93
322

094841-000-6

93-322

二宮尊徳 (史実小説)

斎藤 弔花 (襄陰漁老) / 著

M42

DBQ-2424



